

令和5年度 保育所等入所案内



吉岡町役場健康子育て課

0279-26-2248（直通）

一保育所等入所案内 目次一

1 保育施設について	P1
2 保育の必要性の認定	P1
2-1 保育の認定	P1
2-2 保育を必要とする事由と認定期間	P2
2-3 保育時間の認定区分	P2
3 保育施設への申込み方法（2・3号認定）	P3
3-1 入所申込みが出来る児童	P3
3-2 保育所等の見学について	P3
3-3 申込みスケジュール	P3
3-4 申込みに必要な書類	P4
3-5 申込みの際の注意点	P5
4 入所の決定	P6
4-1 入所について	P6
4-2 選考方法	P6
4-3 入所の取消（辞退する）場合	P6
4-4 入所結果のお知らせについて	P6
5 退所について	P6
6 管外保育	P7
6-1 1号認定	P7
6-2 2・3号認定	P7
7 保育料	P8
7-1 保育料の算定	P8
7-2 保育料納入	P9
7-3 保育料無償化	P10
7-4 副食費免除	P10
8 町内保育施設	P11
9 その他の事業	P14
9-1 特別保育事業等実施保育所等一覧	P14
9-2 児童館	P14
10 その他	P15
10-1 申込書（記載例）	P15
10-2 就労証明書（記載例）	P17
10-3 吉岡町保育料一覧	P19

1 保育施設について

保育所（園）	児童福祉法に基づき、保護者の就労・病気・介護・出産等の理由で、児童を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。 <u>「友だちをつくるため」、「小学校入学準備のため」、「集団生活を経験させるため」、「幼児教育の場として利用したいため」などの理由だけでは、入所することはできません。</u>
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。 認定こども園には幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの類型があります。 児童を家庭で保育できない場合は、保育・教育施設としての入所ができます。保育を必要としない3歳以上の児童については、教育施設としての入所ができます。
幼稚園	3歳から小学校入学前までの幼児が、集団生活の中で心身の発達を図り、小学校以降の学習の基盤を培うことを目的とした「学校」です。 ※幼稚園については、平成27年4月に開始された新制度に移行した園と、移行していない園があります。移行していない園については、今までどおりの給付の仕組み（就園奨励費）となります。 これ以降の幼稚園については、特別な断りのない限り新制度に移行した幼稚園についての記載となります。



2 保育の必要性の認定

2-1 保育の認定

保育所や認定こども園等を利用するためには、町へ申請を行い、認定を受けていただく必要があります。認定された区分に応じた施設が利用できます。

認定区分	保育を必要とする事由	年齢	利用できる主な施設	申込先
1号認定	不要	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園	園へ直接申請
2号認定	要	3歳～就学前	保育所（園）・認定こども園	町へ申請
3号認定	要	3歳未満		町へ申請

年齢については各年度4月1日においての年齢になります。

年度内に誕生日を迎えるも、その年度は4月1日においての年齢で〇歳児となります。

2-2 保育を必要とする事由と認定期間

保育の必要性の認定（2・3号認定）を受けるには、保護者が下記のいずれかの事由に該当するこ
とが条件となります。事由により認定期間が定められています。

保育を必要とする事由				
就労 外勤・自営・農業・内職 等	月64時間以上の就労が必要 （例：週4日、1日4時間） 家庭外労働：家庭の外で仕事をしているため 家庭内労働：家庭で家事以外の仕事をしているため			
妊娠・出産	出産の前後のため <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">認定期間</td> <td style="padding: 2px;">産前産後2ヶ月。出産月含め計5ヶ月。月単位の申込み</td> </tr> </table>		認定期間	産前産後2ヶ月 。出産月含め計5ヶ月。月単位の申込み
認定期間	産前産後2ヶ月 。出産月含め計5ヶ月。月単位の申込み			
保護者の疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある			
介護等	家庭に介護が必要な高齢者、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、看護が必要な兄弟姉妹があり、常時介護している			
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害に遭い、その復旧にあたっている			
求職活動	求職活動中である（起業準備を含む。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;">認定期間</td> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;">3ヶ月 (入所後3ヶ月以内に、就労証明書の提出が必要。 未提出の場合は、決定通知の期限をもって退園となります。)</td> </tr> </table>		認定期間	3ヶ月 (入所後3ヶ月以内に、就労証明書の提出が必要。 未提出の場合は、決定通知の期限をもって退園となります。)
認定期間	3ヶ月 (入所後3ヶ月以内に、就労証明書の提出が必要。 未提出の場合は、決定通知の期限をもって退園となります。)			
就学	学校等に通学または職業訓練校等を受講			
世帯の特殊事情	虐待やDVを受けている、家庭での養育が困難または不適当などの場合 (公的機関の発行する証明が必要)			

2-3 保育時間の認定区分

2号・3号が認定された場合、保育を必要とする事由や就労時間等により保育時間を認定します。
保育時間には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があり、認定区分により保育料等にも差が
生じます。どちらの区分も利用時間を超えて利用する場合は、延長保育となります。延長保育料につ
いては、各保育施設にお問い合わせください。

区分	利用時間（1日あたり）	要件
標準時間 認定	最大11時間	A 父母ともに月間120時間以上の就労等 B 父母が120時間以上の就労か、疾病・介護または就学 C 父が月間120時間以上の就労、母が産前産後 D 常態的に間に合わないと申請があり、認められた場合
短時間 認定	最大8時間	E 父母のどちらかが、月間64時間以上120時間未満の就労 F 父母どちらか、または双方が求職中（就労時間が64時間 未満含む） G 保護者が短時間認定を希望した H 保護者が 育児休業（2年間） 中に在園を希望した

3 保育施設への申込み方法（2・3号認定）

3-1 入所申込みが出来る児童

以下の全てを満たす方が申込みをすることができます。

①保護者・申込児童が吉岡町に居住し、住民登録をしていること。

【入所予定月の1日までに吉岡町に転入見込みであること（町へ問合せてください）】

②保育関係施設で集団保育を行う上で、支障のない児童であること。

③同居の方全員（60歳未満の方）が、「保育を必要とする事由（P2）」に該当すること。

3-2 保育所等の見学について

町内の保育所等では、全園が見学の受け入れを行っております。各施設の状況をご理解いただく上でも大切な機会となりますので、希望の施設に直接お申し込みください。

3-3 申込みスケジュール

①一斉申込

（令和5年4月1日から入所を希望または産休・育休明けで年度途中からの入所を希望する方）

	一斉申込	一斉申込の3日間に都合のつかない方
申込期間	令和4年9月14日（水） 15日（木） 16日（金）	令和4年 9月20日（火） ～ 9月30日（金） (土日祝祭日を除く)
申込時間	午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後 4時30分	午前8時30分～午後5時15分
申込場所	吉岡町健康子育て課 (保健センター内 集団検診室)	吉岡町健康子育て課 (保健センター内)

↓

結果通知 (仮承諾・不承諾)	令和4年12月下旬に申請者に送付します。
-------------------	----------------------

↓

入園案内	令和5年1月下旬から2月中に園から申請者に案内が送付されます。
------	---------------------------------

結果通知 (本承諾)	令和5年4月1日入所 : 令和5年3月中旬以降に送付します。 令和5年5月1日以降の入所 : 入所予定月の前月に送付します。
---------------	---

令和4年9月30日で締め切れますので、令和5年4月～令和6年3月の入所を希望される方は、必ず申込みをして下さい。

※令和4年10月3日（月）から、令和5年1月31日（火）までは、審査等の期間となるため
新年度入所の申込みはできません。

②随時申込

一斉申込をしていない方や年度途中で入所が必要になった方

申込は、令和5年2月1日（水）から受付開始となります。

申込締切	入所希望月の前月10日（10日が土日祝日の場合はその前開庁日）
申込場所	吉岡町健康子育て課（保健センター内）
結果通知	入所希望月の前月20日前後に通知します。
入園手続	園と直接調整を行ってください。

3-4 申込みに必要な書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書（以下「申込書」）（児童1人につき1枚）

②保育を必要とする事由を証する書類

原則として、父母の証明のみとなりますが、状況によりその他の人の証明をお願いすることができますので、その際はご協力を願います。

保護者の状況	証明書類等	備 考
お勤めの方 (就労内定者を含む)		勤務先の証明が必要です。
農業の方	就労証明書（指定の様式）	民生委員または就労者の就労状況をよく知る方（親族以外）の証明が必要です。 ※就労状況が分かる書類を提出することで証明に代えることができます
自営業の方		
出産前後の方	母子健康手帳の写し	出産予定日を確認します。
病気、けが、精神、身体に障がいを有している方	診断書または 障害者手帳等の写し等	
家庭内の親族を常に介護している	看護（介護）申立書 (指定の様式)	診断書、介護保険証または障害者手帳等の写し等が必要です。
就学している場合	在学証明書または 講座の受講証の写し等	時間割等の就学時間の分かるものと一緒にご提出ください。
求職中の方	求職活動状況申出書 (指定の様式)	入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
吉岡町に転入予定の方	住宅売買契約書または アパートの賃貸契約書の写し等	保育を必要とする状況を証する書類と一緒にご提出ください。

※指定の様式につきましては町のホームページよりダウンロードできます。

3-5 申込みの際の注意点

- 先着順ではありません。入所待ちをしている期間の長さは選考に関係しません。
- 申込み内容が事実と異なる場合は、入所内定や決定の取り消しまたは退所となる場合があります。現在の状況を正確に記載してください。
- 入所選考については、提出された書類に基づき審査を行います。書類に不備のある場合は、入所選考の対象となりません。
- 提出された書類で内容の確認が取れない、若しくは疑義のある場合は追加資料の提出のお願いや、勤務先等への電話等による調査をさせていただくことがあります。
- 複数の就労先の就労時間を足して64時間以上となる場合は、全ての就労先の就労証明書を提出してください。
- 月の就労時間が64時間未満の場合は求職活動と同じ扱いになります。申込みの際には「求職活動状況申出書」を提出してください。
●求職活動（起業の準備を含む。）での認定期間は、入所日から3ヶ月以内です。継続して保育施設を利用するには、入所日から3ヶ月以内に保育の必要性を証明する書類等を提出していただく必要があります。
- 育児休業中は、保育を必要とする要件に該当しませんので、その間は入所できません。
保育所等へ入所しているお子さんの保護者が育休を取得する場合、入所しているお子さんは原則として（産後期間終了後）退所となります。
ただし、出産日から2年以内に復職を予定されている方は、その期間も継続して入所を認める場合があります。
- 就労開始日の決定している方については、就労開始日が月の前半（15日まで）であれば前月の1日、後半であれば当月の1日からの入所を希望していただくことが出来ます。
(慣らし保育の期間として、2週間を目安としています。)
- 育休明けの入所希望で内定していても、仕事を退職した場合、内定は取消になります。
- 入所決定・内定後の入所日の変更
自己都合（育休の延長等）による入所日の変更はできません。
その場合、すでに決定している保育施設を辞退後、改めて申込みをしていただくことになります。

4 入所の決定

4-1 入所について

保育所等への入所申込者数は毎年定員を超えており、申込みをしていただいた全ての方が、希望の月、希望の保育所に入所できるとは限りません。定員を超える申込みがあった場合は、選考により保育の必要性の度合いが高いと認められる順に入所していただきます。

4-2 選考方法

申込書、保育の必要性を証明する書類等を基に点数化し点数が高い順に入所を決定します。選考は、第一、第二、第三希望の順に行います。

4-3 入所の取消（辞退）する場合

仮承諾が出ている方は、「保育所等利用申込取下書」を吉岡町健康子育て課に提出してください。本承諾が出ている方は、入所予定の保育施設に必ず連絡し、「保育所等利用申込取下書」を健康子育て課に提出してください。

4-4 入所審査結果のお知らせについて

◎一斉申込における入所仮承諾通知または不承諾通知を、令和4年12月中に送付します。

なお、仮承諾内容（入所の時期（月）や保育施設等）を、変更することはできません。

◎入所本決定通知の送付時期

- ・令和5年4月1日入所の方　　：令和5年3月中旬以降に送付します。
- ・令和5年5月1日以降の入所の方：入所予定月の前月に送付します。

5 退所について

吉岡町外への転出や家庭で保育できるようになったことなどを理由に、保育施設を退所する場合は、吉岡町健康子育て課に「退園届」を提出してください。

現在、入所・退所については、**毎月1日が基準**となります。1日に在所していれば1ヶ月分の保育料がかかります。

また、休所という制度はありませんので、長期でお休みすることが分かっている場合などは退所していただくことになります。



6 管外保育

6-1 1号認定

ご希望の施設に直接お申し込みください。

施設から内諾を得た後、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書を吉岡町健康子育て課に提出していただく必要があります。

6-2 2・3号認定

①吉岡町民が吉岡町外の保育施設へ申し込む場合は、吉岡町健康子育て課へお問い合わせください。

②吉岡町外在住の方が吉岡町内の保育施設へ申し込む場合は、住民票がある自治体の保育園等入園担当窓口にお問い合わせください。

※なお、入園の可否結果通知の出る時期が、町内保育園を希望した方にくらべ1～2ヶ月程度遅くなる場合があります。

③吉岡町へ転入予定の方

一斉申込：令和5年3月31日までに転入手続きを完了することを前提に、吉岡町民として申込みをすることができます。この場合、選考は吉岡町民と同等に扱います。

随時申込：入所希望月の1日までに転入手続きを完了することを前提に、吉岡町民として申込みをすることができます。この場合、選考は吉岡町民と同等に扱います。

申込方法：申込みは、P3【3-3 申込みスケジュール】、P4【3-4 申込みに必要な書類】を参照してください。



7 保育料

7-1 保育料の算定

令和5年度中の保育料は、保育施設を利用する児童の父母(生計の中心が同居の祖父母の場合は祖父母等も含む。)の令和4年度または令和5年度の市町村民税額により決定します。

ただし、次の①、②のいずれかの場合は、祖父母等の家計の中心者の収入も保育料の算定に含めることになります。

①祖父母等が入所児童を税申告上の扶養としている場合

②祖父母等と同居していて、父と母の収入が両方とも103万円未満の場合

(同居の実態は、あくまでも生活実態に基づきますので、住民票の世帯分離により保育料の算定が変わることはできません。)

☆「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分によって金額が異なります。

①保育料は次のように決定されます。

(1) 4月分から8月分までの保育料：令和4年度の市町村民税額により決定。

(2) 9月分以降の保育料：令和5年度の市町村民税額により決定。

②令和4年度の市町村民税額については、令和4年1月1日、令和5年度の市町村民税額については、

令和5年1月1日、それぞれ住民登録が吉岡町外の方で下記に該当する場合、税情報取得のため書類の提出が必要となります。

●マイナンバーが確認できない方・・・・・・・所得課税証明書等の提出

●上記期日に、海外で住民登録していた方・・・海外での収入が分かる書類の提出

③その他

●保育料の算定のため必要な書類（所得課税証明書、戸籍謄本等）の提出を求める場合があります。

※所得のみが記載されている所得証明書では情報が足りませんので、ご注意ください。

●申込書及び提出いただいた書類については、入園が決定した保育施設に情報提供いたします。また、一部の園（認定子ども園）などで保育料の自園徴収を行っている園については、保育料の金額についても提供することとなります。

●保育料は、令和5年4月1日の児童の年齢で決定されます。

●保育料は、月額になります（日割り計算は行っておりません）。利用開始した日から保育施設に在籍している間は、月毎に納入していただきます。

③その他（続き）

- 毎月1日在籍している場合はその月分の保育料がかかります。
- 預かり保育や延長保育を利用される場合は、別途延長保育料等が必要となる場合があります。
- 単身赴任等の別居状態にあった場合でも、婚姻継続中については父母両方の収入で保育料を算定します。
- 以下の場合には保育料が変更になることがあります。必要書類を健康子育て課へ提出してください。年度途中で修正申告等により市町村民税額等に変更があった場合は、申し出いただいた翌月から変更となりますので、速やかに申し出てください。
ただし、令和5年度中（令和6年3月末まで）に提出されませんと変更できません。

保育料が変更になる場合	提出書類
令和4年度または令和5年度の市町村民税額に変更があった場合	変更後の税額が確認できる書類
離婚・婚姻等で世帯が変わった場合	住所変更届、離婚または婚姻日が分かる公的書類
生活保護世帯となった場合	生活保護受給票の写し

7-2 保育料納入

①保育園

- 保育料の支払い期限は、原則毎月月末（土曜、日曜、祝日等の場合は翌営業日）です。
- 口座振替による納入をお願いします。
- 入所決定の通知書送付時に併せて、口座振替依頼書を同封しますので、記入、押印のうえ口座振替を希望する金融機関に提出をお願いします。
- 依頼書が吉岡町健康子育て課に到着し、登録処理等が済むと口座振替が始まります。金融機関からの送付や登録処理等に日数を要する場合がありますので、口座振替の開始が翌月にずれ込むことがあります。振替開始に伴う通知書の発送は行っておりません。

【口座振替取扱金融機関】

群馬銀行、北群渋川農業協同組合、東和銀行、しののめ信用金庫、北群馬信用金庫、ぐんまみらい信用組合、利根郡信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

【ご注意】

- ・振替日は、原則として月末です。（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日）
- ・残高不足等で、振替ができなかった場合の再振替は行いません。納入通知書が送付されますので、その納付書にて期日までに納付書裏面に記載されている各金融機関の窓口または役場の税務会計課にて納付をお願いします。

②認定こども園

- 利用する施設に直接納入していただきます。
※納入方法や期限は、各施設によって異なります。詳しくは各施設にご確認ください。

7-3 保育料無償化

国・県・町の制度により、3歳以上の子ども達及び3歳未満の第2子以降の子ども達は、保育料が無償化されます。

なお、保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費（副食費）、行事費など）については、無償化後も引き続き保護者様にご負担いただきます。

保育料無償化の対象範囲

	1号認定 (満3歳以上)	2号認定 (3歳以上)	3号認定 (0~2歳)
第1子			住民税非課税世帯
			保育料納入 (住民税課税世帯)
第2子			
第3子以降			



が無償化範囲です。

7-4 副食費免除

副食費（おやつ代等）は、1号及び2号の子ども達に対して月額約4,500円を徴収しておりますが、市町村民税額に応じて、下記の条件を満たす世帯が免除となります。

●免除の対象となる世帯には、町から通知を送付します。

●副食費の免除対象の範囲

（1号）市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯及び第3子以降（※）

（2号）市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯及び第3子以降（※）

※2号のうち、ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯については、市町村民税所得割額が77,101円未満が免除対象

1号及び2号（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯）認定				2号認定（左記以外の世帯）		
市町村民税所得割	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
57,700円未満			年齢要件 無			年齢要件 無
57,701円～ 77,101円未満				4,500円		年齢要件 有
77,101円以上	4,500円		年齢要件 有			



が副食費免除範囲です。

※第3子以降の要件

1号（77,101円未満）：年齢要件無【年齢に関係なく第3子】

1号（77,101円以上）：年齢要件有【3歳～小学校3年生迄の間にいる第3子】

2号（57,700円未満）：年齢要件無【年齢に関係なく第3子】

2号（57,700円以上）：年齢要件有【0歳～小学校就学前迄の間にいる第3子】

8 町内保育施設

《町内保育園》

- ・吉岡町第一保育園（社会福祉法人 吉岡会）
住所：吉岡町大字上野田 331-1
TEL：0279-54-7125 ※18:00～19:00は延長保育
開園時間：平日 7:00～19:00、土曜日 8:00～16:30
短時間保育：平日・土曜日 8:15～16:15



定員	保育目標
130人	・健康で明るい子 ・仲良く遊べる子 ・生活の決まりを守りがんばる子

- ・吉岡町第二保育園（社会福祉法人 吉岡会）
住所：吉岡町大字北下 249
TEL：0279-54-5312
開園時間：平日 7:30～18:30、土曜日 8:00～16:30
短時間保育：平日・土曜日 8:15～16:15



定員	保育目標
130人	・健康で明るい子 ・仲良く遊べる子 ・すなおでやさしい子

- ・吉岡町第三保育園（社会福祉法人 吉岡会）
住所：吉岡町大字大久保 3541-1
TEL：0279-54-1121 ※18:00～19:00は延長保育
開園時間：平日 7:00～19:00、土曜日 7:30～16:30
短時間保育：平日・土曜日 8:15～16:15



定員	保育目標
140人	・健康な子供 ・思いやりのある子供 ・素直な子供 ・ねばり強い子供

・吉岡町第四保育園（社会福祉法人 吉岡会）

住所：吉岡町大字漆原 813

TEL : 0279-54-4708 ※18:00～19:00は延長保育

開園時間：平日 7:00～19:00、土曜日8:00～16:30

短時間保育：平日・土曜日 8:15～16:15



定員	保育目標
200 人	・強くてたくましい子供 ・明るく素直な子供 ・物を大切にする子供

・吉岡町第五保育園（社会福祉法人 吉岡会）

住所：吉岡町大字大久保 1204-1

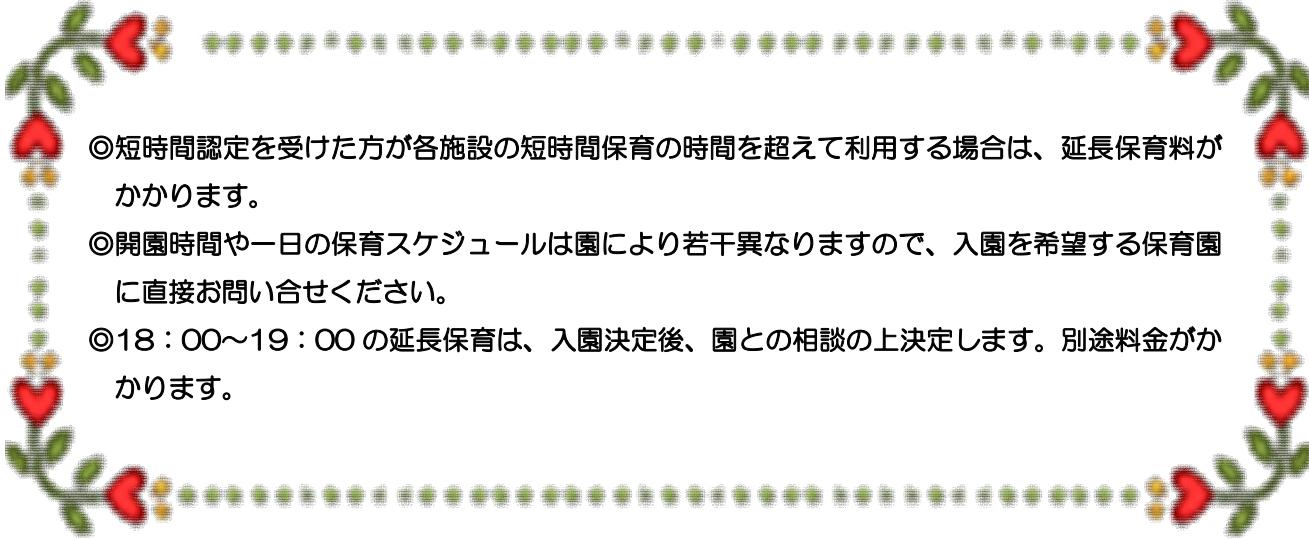
TEL : 0279-54-2605

開園時間：平日 7:30～18:30、土曜日 8:00～16:30

短時間保育：平日・土曜日 8:15～16:15



定員	保育目標
140 人	・じょうぶな身体元気な子 ・みんなと仲良く遊べる子 ・あいさつができる子

- 
- ◎短時間認定を受けた方が各施設の短時間保育の時間を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。
 - ◎開園時間や一日の保育スケジュールは園により若干異なりますので、入園を希望する保育園に直接お問い合わせください。
 - ◎18:00～19:00の延長保育は、入園決定後、園との相談の上決定します。別途料金がかかります。

《町内認定こども園》

- ・幼保連携型認定こども園
駒寄幼稚園（学校法人 栗原学園）
住所：吉岡町大字漆原 953-1
TEL：0279-54-7144
☆1号認定（3歳以上児・教育認定）
平日 8:30～14:30



☆2・3号認定（保育認定） ※18:00～19:00は延長保育

開園時間：平日 7:00～19:00 土曜日 8:30～16:30

短時間保育：平日 8:30～16:30 土曜日 8:30～16:30

定員	保育目標
225人	<ul style="list-style-type: none">・自主性のある規律正しい子・すすんで考える子・明朗活発な子・粘り強い子

◎1号認定の方でも『預かり保育』（保育終了後から18時まで）の利用で保育時間の延長は可能です。幼児教育の無償化にともない、『預かり保育』の保育料が無料になる場合があります。

◎保育料以外の徴収額や保育スケジュール等については、幼稚園に直接お問い合わせください。

◎令和3年度より、駒寄幼稚園内に駒寄第四学童クラブを開設。

9 その他の事業

9-1 特別保育事業等実施保育所等一覧

実施事業名	実施施設名	事業内容
一時預かり事業	全保育所	<p>子育て家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務及び短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴い一時的に保育を必要とする場合、保護者に代わり児童をお預かりし、保育を行う事業です。</p> <p>主として保育園や幼稚園・こども園などに通園していない乳幼児が対象となります。園の事情により実施できない場合があります。</p>
延長保育事業	第一保育園 第三保育園 第四保育園 駒寄幼稚園	11時間の開所時間を超えて児童を保育する事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	第四保育園 (いちょうクラブ)	<p>在宅で子育てをしている方や、これからお父さん・お母さんになる方などを対象に、親子で遊んだり、子育てについて学ぶ事業を実施しています。町外の方でもご利用いただけます。</p> <p>開所時間 月～金 9:00～12:00 ／13:00～15:30 土 9:00～12:00 TEL 0279-54-0102</p>
乳幼児健康支援一時預かり事業	竹内小児科	病気の回復期にあり集団保育の困難な児童を診療所内に付設された専用スペースで一時的に預かり、保育する事業です。 TEL 0279-30-5151

9-2 児童館

開所時間	利用方法	事業内容
10:00～17:00 (土曜日は 10:00～15:00) 日曜日・祝日・年末年始 (12/28～1/4) は、 休館日です。	入館はどなたでも 自由で無料	<p>児童館は、遊びを中心とした活動で、子どもの健康の増進と、情操を豊かにするための施設です。</p> <p>年間を通じ、遊びや文化行事を中心にして、さまざまな行事や教室を行っています。また、母親クラブなど自主団体の活動の場として、お母さん達の集いの場所ともなっています。</p> <p>児童館では、お子さんをはじめ、ご家族でも、皆さんのご来館をお待ちしております。</p>

10 その他

10-1 申込書（記載例）表面

令和5年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼保育関係施設利用申込書					2・3号【新規】	
(宛先) 吉岡町長 令和〇〇年〇〇月△△日						
吉岡町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。希望保育所に対し本申込書の内容、保育に関する情報、就労証明書の内容の提供をすること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意し、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び保育関係施設利用を申請します。						
申請者氏名 (利用料等納付義務者) 吉岡 太郎						
申請に係る小学校 就学前子ども	(ふりがな) 氏名(利用希望児童)		生年月日	入所予定 クラス	性別	障害者手帳・ 療育手帳の有無
	よしおか いちろう		平成〇〇年〇〇月△△日生	0歳児 クラス	男・女	有・無
吉岡 一朗						
申請日現在の住所	北群馬郡吉岡町大字下野田〇〇〇番地					
令和5年4月1日の住所(予定)	同上					
令和4年1月1日時点の父の住所	前橋市大手町〇丁目〇番△号					
令和4年1月1日時点の母の住所	同上					
保護者連絡先	自宅電話番号	〇〇〇〇-□□-△△△△				
	父携帯電話番号	〇8〇-□□□□-△△△△				
	母携帯電話番号	〇9〇-□□□□-△△△△				
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。					
保育の希望時間(※1)	標準時間※2・短時間※3	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する時間				
<p>※1: 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。 (以下同じ。)</p> <p>※2: 月における就労等による保育の必要性の時間が月120時間以上(1日11時間までの利用を基本とする。)</p> <p>※3: 月における就労等による保育の必要性の時間が月64時間以上120時間未満(1日8時間以内の利用を基本とする。)</p> <p>※4: 育休中の継続利用及び求職中の方は保育短時間認定となります。その他の理由については、時間等により決定させていただくことがあります。</p> <p>※5: 保護者の希望により保育標準時間認定を保育短時間認定に変更することが出来ます。</p>						
①世帯の状況						
区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業 学校名等	市町村民税 課税の有無
児童の世帯員	吉岡 太郎	父	〇〇〇年〇〇月△△日生	男・女	会社員	有・無 000000000000
	吉岡 華子	母	〇〇〇年〇〇月△△日生	男・女	看護師	有・無 000000000000
	吉岡 花絵	姉	〇〇〇年〇〇月△△日生	男・女	〇〇小学校	有・無
	吉岡 一朗	本人	〇〇〇年〇〇月△△日生	男・女		有・無
			年 月 日生	男・女		有・無
生活保護の適用の有無	無・有(年 月 日保護開始)	DV避難措置配慮の有無			無・有	
※6: マイナンバーを記入(提供)されない場合、番号制度による情報連携を行わないため、所得課税証明書等の提供を求める場合があります。また、情報連携を行い、課税状況が取得できない場合についても同様になります。						
②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名						
利用を希望する期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで					
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名			希望理由		
	第1希望	〇〇保育園		姉が通っていたため		
	第2希望	□□保育園		自宅から近いため		
	第3希望	△△保育園		通勤経路に近いため		

(表面)

10-1 申込書（記載例）裏面

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育時間には、11時間以内の利用を基本とする「保育標準時間」と8時間以内の利用を基本とする「保育短時間」の2区分があります。保育料等についても区分によって差が生じます。区分については、就労時間等により認定されることになります。

○父母の状況

職業及びその状況	父親の状況			母親の状況							
	自営・農業・ 常勤 ・パート・内職・自営手伝・求職中・その他(中心者)			自営・農業・ 常勤 ・パート・内職・自営手伝・求職中・その他(中心者)							
	勤務先等	所在地	前橋市大手町〇丁目〇番△号		勤務先等	所在地	渋川市石原〇〇〇番地				
		事業所名	株式会社 ☆★☆★商事			事業所名	◎◎◎ クリニック				
		電話番号	027-□□□-△△△△			電話番号	0279-□□-△△△△				
		就労開始年月日	平成〇〇年〇〇月△△日			就労開始年月日	平成〇〇年〇〇月△△日				
		通勤時間	片道 30 分			通勤時間	片道 15 分				
	農業	作付面積	田 アール 畑 アール		農業	作付面積	田 アール 畑 アール				
		畜産	頭 その他()			畜産	頭 その他()				
疾病・介護	疾病・介護の別 1 疾病 2 介護			疾病・介護の別 1 疾病 2 介護							
	傷病名:		1 通院中(月 日) 2 入院中 3 自宅療養		傷病名:		1 通院中(月 日) 2 入院中 3 自宅療養				
	身障(療育)手帳:			身障(療育)手帳:							
	介護状況:			介護状況:							
妊娠・出産	出産予定日 年 月 日		復職予定 有・無	1. 令和4年〇月△△日から(産休・育休)明け復職する 2. 新たに就職する							
	母子手帳No.										

○父母を除く同居家族の状況（祖父、祖母等）

保育の利用を必要とする理由	統柄	必要とする理由
		□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動
		□就学 □その他()
	具体的な状況	(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)
		□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動
		□就学 □その他()
	具体的な状況	(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)
家庭の状況		□ひとり親家庭 · <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外

○祖父母の状況（同居でない方のみ、ご記入をお願いします。）

祖父母の状況		氏名	年齢	住所	就労状況等	電話番号
父方	祖父	吉岡 町 雄	68	吉岡町下野田〇〇〇	1 外勤 2 自営・農業 3 無職 (健康・病気)	〇〇-〇〇〇〇
	祖母	吉岡 街 美	66	吉岡町下野田〇〇〇	1 外勤 2 自営・農業 3 無職 (健康・病気)	同上
母方	祖父	群馬 県 太	62	高崎市高松町〇〇〇	1 外勤 2 自営・農業 3 無職(健康・病気)	0000-00-0000
	祖母	群馬 吉子	61	高崎市高松町〇〇〇	1 外勤 2 自営・農業 3 無職(健康・病気)	同上

10-2 就労証明書（記載例）お勤めの方用

【記載例】		就労（内定）証明書			(お勤めの方)		
(あて先) 吉岡町長							
保護者記入欄	保育所（園）名	児童氏名	生年月日	就労者と児童との続柄 ※いずれかに○			
	○△ 保育所・こども園	吉岡 和也	H30年 5月 3日 (クラス年齢 4歳)	父・母・その他()			
	○△ 保育所・こども園	吉岡 美穂	R2年 9月 16日 (クラス年齢 2歳)	下記就労先への通勤時間 (児童の送迎を含まない)			
	保	就労時間及び通勤時間の合計で「保育の必要量」 を認定しますので、必ず記入してください。			片道 20 分		
	※ 複数の児童を				書は保護者1人につき1部の提出で結構です。		
	※ 保育所名には、				は第1希望の保育所名を記入してください。		
	以下、事業所記入欄（自営業又は農業に従事している場合は、ご自身で記入のうえ、親族以外の第三者証明を受けてください。）						
	下記の者について、次のとおり就労（内定）していることを証明します。						
	就労先記入欄	就労者氏名	吉岡 太郎	住所	吉岡町下野田560		
		採用年月日	平成21年 4月 1日 (採用済)			採用予定	
雇用形態		常勤	非常勤・パート・派遣・自営業・内職・農業・その他()				
		自営の場合	事業主・事業専従者・その他()				
派遣の場合		派遣期間(年 月 日 ~ 年 月 日・期間未定)					
実際の勤務地		※証明欄の事業所所在地と実際の勤務地が異なる場合に記入してください。 所在地: 名称: 電話 ()					
仕事内容		営業、商品管理等					
就労時間		9時 00分 ~ 18時 00分 (9時間00分 / うち休憩60分)					
※産休・育休中の方は、復職後の予定を、就労実績のない方（内定の方）は、就労予定日以降の予定を記入してください。		※不規則勤務の場合、標準的な（目安となる）就労時間を記入してください。記入できない場合、下欄に詳細を記入していただくか、直近のシフト表等、勤務実績の分かる資料を添付してください。 〔不規則勤務状況詳細記入欄〕					
就労日数		月平均 22日 (週 5日勤務) ※不規則勤務の場合、月平均のみ記入してください。					
定休日	月・火・水・木・金・土・日 不定期 (週・月 日)						
直近3か月の勤務日数	・有給休暇を含んだ、記入月直近3か月の就労実績を記入してください。 ・就労実績がない方（内定の方）は、就労予定日以降3か月の予定を記入してください。 ・産休、育休中の方は、産休育休取得前3か月の実績を記入してください。						
勤務月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月				
勤務日数	22日	20日	21日				
産休・育休の取得(予定含む)	無・有	○出産日または出産予定日 年 月 日 ○育児休業期間（産前産後休暇含む）※労働基準法、育児休業法に基づくもの 年 月 日から 年 月 日					
事業所所在地	前橋市表町○丁目△-1号			証明日：令和4年 9月 3日			
事業所名称	(株) □□□□			記入・証明担当者名：△△△			
代表者名	代表取締役 ○○○○			連絡先電話番号 027(226)×××			
電話番号	027(226)×××			※内容について確認させていただく場合があります。			
この証明書は、保育の実施を希望する児童の保護者が、就労により家庭において必要な保育を行うことが困難であることを認めるための書類です。 • 令和4年4月から事業所等の押印が必要となりました。 • 押印の有無に係わらず、就労証明書を偽造した場合は、罪に問われる場合があります。 • 代表者（証明者）は原則事業主としますが、就労内容を証明できる職責のある者とする場合があります。 • 就労証明書の内容を入園する保育施設等に情報提供させていただくことがあります。 • 自営業や農業に従事している場合は、就労状況が分かる書類を提出することになります。 • 証明等の内容に虚偽があった場合には、審査結果を取り消し、入所後であっても退所していただくことがあります。							
町から就労状況を確認する際の問い合わせ先となります。必ず記入してください。 問い合わせ先】 吉岡町役場 健康子育て課 子育て支援室 Tel:0279-26-2248 (直通)							

10-2 就労証明書（記載例）自営業・農業の方用

【記載例】		就労（内定）証明書			（自営業・農業の方）		
(あて先) 吉岡町長							
保護者記入欄	保育所（園）名	児童氏名	生年月日	就労者と児童との続柄 ※いずれかに○			
	○△ 保育所・こども園	吉岡 和也	H30年 5月 3日 (クラス年齢 4歳)	父 □ 母 □ その他 ()			
	○△ 保育所・こども園	吉岡 美穂	R2年 9月 16日 (クラス年齢 2歳)	下記就労先への通勤時間 (児童の送迎を含まない)			
	保	就労時間及び通勤時間の合計で「保育の必要量」			片道 15 分		
※ 複数の児童を ※ 保育所名には、 以下、事業所記入欄（自営業又は農業に従事している場合は、ご自身で記入のうえ、親族以外の第三者証明を受けてください。）				書は保護者 1人につき 1部の提出で結構です。 は第1希望の保育所名を記入してください。			
下記の者について、次のとおり就労（内定）していることを証明します。							
就労先記入欄	就労者氏名	吉岡 太郎	住所	吉岡町下野田560			
	採用年月日	平成28年 4月 1日 (採用済)			採用予定		
	雇用形態	常勤・非常勤・パート・派遣・自営業 内職・農業・その他 ()					
		自営の場合	事業主	事業専従者	その他 ()		
	派遣の場合	派遣期間 (年 月 日 ~ 年 月 日・期間未定)					
	実際の勤務地	※証明欄の事業所所在地と実際の勤務地が異なる場合に記入してください。 所在地：前橋市川原町〇丁目△番地× 名称：△△カフェ 電話 027(226) ×××					
	仕事内容	調理、接客等					
	就労時間	9時 30分 ~ 19時 00分 (9時間30分 / うち休憩 60分)					
	※産休・育休中の方は、復職後の予定を、就労実績のない方（内定の方）は、就労予定日以降の予定を記入してください。	※不規則勤務の場合、標準的な（目安となる）就労時間を記入してください。記入できない場合、下欄に詳細を記入していただくか、直近のシフト表等、勤務実績の分かる資料を添付してください。 〔不規則勤務状況詳細記入欄〕					
	就労日数	月平均 25日（週 日勤務） ※不規則勤務の場合、月平均のみ記入してください。					
定休日	月・火・水・木・金・土・日・不 定 休 (週・月 5日)						
直近3か月の勤務日数	・有給休暇を含んだ、記入月直近3か月の就労実績を記入してください。 ・就労実績がない方（内定の方）は、就労予定日以降3か月の予定を記入してください。 ・産休、育休中の方は、産休育休取得前3か月の実績を記入してください。						
勤務月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月				
勤務日数	24日	26日	27日				
産休・育休の取得（予定含む）	無	○出産日または出産予定日 年 月 日 ○育児休業期間（産前産後休暇含む）※労働基準法、育児休業法に基づくもの 年 月 日 から 年 月 日					
事業所所在地	吉岡町下野田△番地-□			証明日：令和4年 9月 3日			
事業所名称	民生委員			記入・証明担当者名：			
代表者名	駒寄 明			連絡先電話番号			
電話番号	0279(54) ×××			印について確認させていただく場合があります。			
地区の民生委員や取引先又は出荷先など、就労状況を知る第三者の方（親族以外）の証明を受けてください。あるいは、就労の事実がわかる根拠書類を提出することで証明に代えることができます。							
(事業主の場合) 確定申告書の控え、住民税申告書の写し、事業開始届等の写し等							
(事業専従者の場合) 源泉徴収票、直近の給与明細書、賃金台帳、給与の振込が確認できるもの等							

10-3 吉岡町保育料一覧

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）		
階層区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定	
A	生活保護世帯	0円	0円	
B	A 階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	0円	0円	
C	A 階層を除き、市町村民税の所得割のみ非課税（均等割のみ課税）の世帯	4, 800円	4, 600円	
D1	A 階層を除き、市町村民税の所得割が課税の世帯 で、その所得割の金額（税額控除は除く。）が右の区分に該当する世帯。	24, 300円未満 48, 600円未満 48, 600円以上 57, 700円未満 57, 700円以上 67, 400円未満 67, 400円以上 77, 101円未満 77, 101円以上 97, 000円未満 97, 000円以上 128, 000円未満 128, 000円以上 169, 000円未満 169, 000円以上 225, 000円未満 225, 000円以上 301, 000円未満 301, 000円以上 397, 000円未満 397, 000円以上	6, 400円 7, 800円 10, 200円 12, 600円 15, 200円 18, 000円 22, 200円 26, 600円 29, 800円 32, 600円 36, 800円 41, 600円	6, 200円 7, 600円 10, 000円 12, 400円 15, 000円 17, 600円 21, 800円 26, 200円 29, 400円 32, 000円 36, 200円 40, 800円